

足立労働基準監督署からの是正勧告について

東京地下鉄株式会社は、2024年8月2日、足立労働基準監督署（以下「労基署」）から日比谷線信通区に対し労働時間の取扱い等に関する是正勧告を受けましたので、お知らせいたします。

当社として今回の事態を厳粛に受け止め、労基署のご指導もいただきながら、今後日比谷線信通区に加え、類似の勤務態様を採用している当社グループのその他の職場も含めて再発防止に取り組み、社員の働き方の改善に努めるとともに、安心して働くことのできる環境づくりを推進してまいります。

詳細は下記のとおりです。

記

1 当社現業職場における勤務の状況と是正勧告の概要

当社は、就業規則及び関連法規に従い、現業職場において全泊勤務（一昼夜交替勤務）の設定・運用を行っております。このうち鉄道設備の保守管理を行う一部職場の全泊勤務中の休憩・睡眠時間において、信号設備及びカメラ、電話機等の駅通信設備等の突発的な不具合等が発生し社員が緊急の対応を行った場合は代わりの休憩時間を設けることとしており、それが困難な場合は対応した当該時間に対して早出・残業手当等を支払っていました。

しかし、昨今の保守設備増加に伴い突発的な設備不具合等への対応頻度が増加してきた中、今回労基署からは、日比谷線信通区の労働実態に鑑みると、午後5時40分以降の休憩・睡眠時間については労働から離れることが保障されている時間とは認められない、との見解が示されるとともに、当該休憩・睡眠時間を労働時間として取り扱い、労働基準法で定めるところにより割増賃金の支払等の措置を講じるよう指導を受け、以下の是正勧告がなされました。

- ・労働基準法第32条第1項及び第2項違反（時間外労働に関する協定に定める、限度時間を超えて労働させることができる時間を超えて労働させていること）
- ・労働基準法第37条第1項違反、同条第4項違反（割増賃金の未払い）

2 当社の今後の対応

- ・今回指導のあった日比谷線信通区における勤務態様について、是正勧告を踏まえた改善を実施します。
- ・加えて、日比谷線信通区と類似の勤務態様を採用しているその他の職場についても、自主的にその勤務態様を是正勧告の趣旨に則った形に見直し、適切な休憩・睡眠時間が確保できるよう社員の働き方の改善に努めるとともに、安心して働くことのできる環境づくりを推進します。
- ・また、上記対応の対象となる社員に対しては、各事業場の労働実態に見合った清算金^(※)を2024年度中に支払う予定です。

※最大で総額約86億円の見通し（現在精査中・連結ベース）

以 上